

長岡市情報公開条例の一部を改正する条例の概要

改正の理由

情報公開制度と個人情報保護制度とは、ともに「情報」を取り扱うものであるため、公開・開示の仕組みなどで共通する部分があり、両制度間での整合性を図る必要がある。

このため、番号法の制定による長岡市個人情報保護条例の全部改正に伴い、長岡市情報公開条例の制度を調整し、文言の整理を行うものである。

改正の内容

- 1 「情報」の定義を個人情報保護条例と同様にするとともに、「個人番号」の定義を追加した。(第2条第1項関係)
- 2 実施機関について、附属機関等の取扱いを個人情報保護条例と同様にした。(第2条第2項関係)
- 3 公開しない情報の範囲の規定を個人情報保護条例の表現に準じて整理した。
なお、この改正により、非公開となる情報の範囲に実質的な変更は生じない。(第6条第1項・第2項関係)
- 4 法人等に関する情報について、個人番号と紐付けられた場合は、個人情報として取り扱うこととした。(第6条第3項・第4項関係)
- 5 公益を理由とする裁量的公開の規定を追加した。(第7条の2関係)
- 6 公開請求があった情報に第三者の情報が含まれていた場合の照会の手続について明確化した。(第9条の2関係)
- 7 公開に要する実費(コピー代)に関する減免の規定を設けた。(第11条関係)
- 8 その他、文言等の整理を行った。